



旬報 ゆうすい

人と自然が織りなす芸術のまち 心豊かで伸びゆく美しいまち

目 次	担 当	ページ
特設人権相談所の開設	住民税務課	1
令和8年度（令和7年分）町県民税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料等に係る所得申告	住民税務課	2-5
伊佐湧水環境管理組合（未来館）の臨時休館	住民税務課	5
緑の羽根募金活動	産業振興課	5
マイナンバーカード申請等の『休日窓口開設』	住民税務課	6
わくわくサービス（住民参加型生活サポート事業） 協力会員養成講座の開催	長寿福祉課	6
湧水町シルバー人材センター臨時職員・パートの募集	長寿福祉課	7
令和7年青森県東方沖地震義援金	長寿福祉課	7
町道駅前通り線の通行規制	建設課	8
「物価高対応子育て応援手当」の給付	健康増進課	8
湧水町高校生等就学支援事業補助金の申請	健康増進課	9
会計年度任用職員募集（特別支援教育支援員）	教育総務課	9
大腸がん検診（郵送）の実施	健康増進課	10
令和8年度町立吉松幼稚園 園児募集	教育総務課	10
「第4期湧水町教育振興基本計画」への住民意見・提言の募集	教育総務課	11
公民館主催学級新規講座開設	生涯学習課	11
1月26日は全国一斉「文化財防火デー」	生涯学習課	12
次期農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集	農業委員会	12
交番・駐在所だより	総務課	13-14

特設人権相談所の開設

(住民税務課)

特設人権相談所が次のとおり開設されます。相談は無料で、秘密は堅く守られますのでお気軽に越しください。

【日 時】 2月5日(木) 10:00～15:00

【場 所】 湧水町郷土資料館 本館

【相 談 員】 湧水町人権擁護委員

【内 容】 家庭内のもめごと、隣近所とのトラブル、いじめや差別など

【問合せ先】 栗野庁舎 住民税務課 ☎74-3111 (内線 2152)

令和8年度(令和7年分)町県民税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料等に係る所得申告

(住民税務課)

令和7年分(令和7年1月1日～令和7年12月31日)の所得申告の時期になりました。

申告は、令和8年度の町県民税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料等を決定する重要な資料になるばかりでなく、保育所の入所、その他種々の申請の際に必要となるものです。

町の申告会場では、町県民税等の申告に加え、確定申告が必要な方及び所得税の還付を受けられる方等については、同時に税務署への申告も行うことができます。

【申告が必要な方】

- (1) 令和8年1月1日現在、湧水町在住で、令和7年中(令和7年1月1日～令和7年12月31日)に収入のあった方のうち、次のいずれかに該当する方
- ① 営業・農業等の事業を営んでいる方
(国・県・市町村から補助金・交付金等を受けた方や自家米だけの方、物産館等に出荷されている方を含む)
 - ② 不動産(家賃・地代等)所得・配当所得・利子所得・一時所得(生命保険の満期受取等)のある方
 - ③ 公的年金以外の年金(農協や生命保険会社等の個人年金)の支払いを受けた方
 - ④ 年末調整済みの源泉徴収票にない所得控除(社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除・配偶者控除・扶養控除・障害者控除等)を受けようとする方
 - ⑤ 給与所得者で、勤務先から湧水町に給与支払報告書が提出されていない方、又は年末調整をされていない方や令和7年中に退職された方で所得控除等を受けようとする方
 - ⑥ 給与所得者で給与以外に所得があった方
(主たる給与以外の所得が20万円以下で確定申告不要の方でも、町県民税等の申告が必要な場合があります。)
 - ⑦ 住宅借入金等特別控除や寄附金控除・医療費控除等を受けようとする方
 - ⑧ 国、県、町、個人等に土地や建物等を売却され、譲渡所得があった方
 - ⑨ 遺族年金や障害年金、雇用保険(失業保険)、恩給等のみで生活していた方
- (2) 令和7年中に収入がなく、湧水町に住む親族等の税法上の扶養になっていない方

【申告の必要がない方】

- ① 税務署へ確定申告書を提出される方
- ② 給与所得のみで、勤務先で年末調整を済ませ、勤務先が給与支払報告書を湧水町に提出される方
- ③ 公的年金以外に収入がなく、次に該当する方
 - ・65歳未満(昭和36年1月2日以降生まれ)で、年金収入が105万円以下の方
 - ・65歳以上(昭和36年1月1日以前生まれ)で、年金収入が155万円以下の方
- ※源泉徴収票に記載のない配偶者控除や扶養控除等を追加する方は申告が必要です。
- ④ 令和7年中に収入がなく、湧水町内にお住まいの親族の確定申告書、給与又は公的年金等の源泉徴収票で税法上の扶養となっている方
※国民健康保険・後期高齢者医療制度・国民年金・介護保険・児童扶養手当・就学援助・公営住宅関係などの算定や料率区分判定のために非課税と決定される必要がある方や所得・課税証明書等が必要な方は申告してください。

【申告に必要なもの】（○については該当するもの）

- 個人番号（マイナンバー）がわかるもの（マイナンバーカード又は個人番号確認書類+身元確認書類）（※）

（※）1. 個人番号（マイナンバー）確認書類

住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限ります。）などのうちいずれか1つ

2. 身元確認書類

運転免許証・パスポート・身体障害者手帳・在留カードなどのうちいずれか1つ

- 給与・報酬・アルバイト等の源泉徴収票又は支払証明書等
- 各種年金等の源泉徴収票（はがき等）
- 土地・建物等の売却による譲渡所得がある場合は、売買契約書・領収書及び必要経費のわかる書類
- 医療費控除を受ける方は、病院等の領収書、医療費通知等
※領収書は、必ず個人ごとに、病院、薬局ごとで仕分けをして合計金額を計算されてご持参ください。なお、高額療養費等の支給を受けた分や保険金等の補てん分は医療費控除の対象なりません。
- 住宅借入金（取得）等特別控除を受ける方は、年末残高証明書等の関係書類
- 事業所得（農業所得や営業所得等）、不動産所得又は山林所得がある方は、売上等の収入、売上に要した経費等を記載した出納帳等の帳簿及び伝票などの書類。
(栗野庁舎 住民税務課・吉松庁舎 地域総務課に、収支計算書が準備しておりますので、事前に記入し、整理してください。)
- 副収入を申告される方は、その収支が分かる帳簿等
- 社会保険料・各種年金の支払証明書、生命保険料・建物共済等の控除証明書
(本町に納められた国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料については証明書持参の必要はありません。)
- 障害者控除を受ける方は身体障害者手帳・保健福祉手帳、障害者控除認定証
(介護保険の要介護認定において障害者に準ずると認められる場合
→ 事前に長寿福祉課 介護保険係へお問い合わせください。)
- その他収支のわかる書類、控除を受ける書類等
※収入に関する資料、医療費に関する資料等は、紙資料（データではなく印刷したもの）をご持参ください。

【申告をされないと】

- ◇ 所得・課税証明書等の証明書を発行することができません。
- ◇ 国民健康保険税等の減額措置の判定ができない為、減額措置を受けることができません。
- ◇ 所得や課税情報をもとにした公的扶助等を受けることができない場合があります。
- ◇ 町県民税課税状況に応じた（非課税世帯等を対象にした）給付金等があった場合に、対象なりません。

【問合せ先】

- ① 町県民税等の申告に関する事
湧水町役場 住民税務課 ☎74-3111（内線 2141）
- ② 確定申告に関する事
加治木税務署 ☎62-2161（代表）

時間	9:00~12:00		13:30~16:30	
申告日	申告会場	対象自治会名	申告会場	対象自治会名
2/10 (火)	鶴丸地区生活改善センター	鶴丸	鶴丸地区生活改善センター	原口前・原口西・原口後・竹田吉松・鶴丸団地・原口団地
2/12 (木)	川添地区生活改善センター	千鳥田・門前・堀ノ内・永野	川添地区生活改善センター	八所・上矢立・矢立
2/13 (金)	川添地区生活改善センター	池田・上川添・三堂・竹中	上中津川地区コミュニティセンター	楠辺・坂口・沢原・刑務所官舎
2/14 (土)	吉松体育館 (会議室)	麓・仲町・中津川団地	吉松体育館 (会議室)	古川・柿木・下中津川・町・吉村
2/16 (月)	下川西地区 コミュニティ 供用施設	堀ノ原・市原・新市原	下川西地区 コミュニティ 供用施設	松山・陣前
2/17 (火)	下川西地区 コミュニティ 供用施設	永山	湧水町郷土資料館 本館	加治屋・中野・魚野・柳丸団地・御手洗
2/18 (水)	湧水町郷土資料館 本館	四ツ枝前・四ツ枝後	湧水町郷土資料館 本館	停一・停二・停三・県営団地・支区外(吉松地域)
2/19 (木)	般若寺地区生活 改善センター	般若寺前	般若寺地区生活 改善センター	山下東・山下中・山下西・般若寺後
2/20 (金)	田尾原集落 センター	田尾原1・田尾原2	田尾原集落 センター	田尾原3・田尾原4・塔之原ニュータウン
2/24 (火)	北方コミュニティ センター	堂ノ上・平山・真中馬場	北方コミュニティ センター	上郡・新替団地・中郡前・中郡後
2/25 (水)	北方コミュニティ センター	堤郡・宮下	稻葉崎公民館	稻葉崎
2/26 (木)	彦崎公民館	本村・京田住宅	彦崎公民館	小屋敷
2/27 (金)	松本公民館	松本・大牟礼・幸田頭	大王公民館	川南西・大王・幸田南
2/28 (土)	西下場地区公民館	宮前	西下場地区公民館	本町・牛瀬戸・勝栗・旭通・駅通・新町・丸池タウン・宮前住宅
3/2 (月)	竹迫公民館	竹迫	湧水町カヌー艇庫	広田・御前野
3/3 (火)	湧水町カヌー艇庫	二渡	湧水町カヌー艇庫	上村・植村
3/4 (水)	坂元公民館	会田・坂元	坂元公民館	下坂元・大迫・山崎・山崎東通り・牛瀬戸住宅・坂元住宅

時間	9：00～12：00		13：30～16：30	
申告日	申告会場	対象自治会名	申告会場	対象自治会名
3/5 (木)	上場地区農業構造改善センター	馬場迫・別府・佃	上場地区農業構造改善センター	水窪
3/6 (金)	老竹地区コミュニティセンター	老谷上・老谷中・老谷前	老竹地区コミュニティセンター	老谷西・竹田栗野・北平
3/7 (土)	長谷地区林業集会センター	長谷上・長谷下・長谷中	長谷地区林業集会センター	桜ヶ岡・長谷前・牧野・栗野岳・十三塚・日添
3/9 (月)	青少年自立自興館 (東中下場地区公民館)	原田・東下場	青少年自立自興館 (東中下場地区公民館)	上原・諏訪・砂走・丸池・東丸池
3/10 (火)	青少年自立自興館 (東中下場地区公民館)	桜町・桜馬場・亀沢・綾織・尾鉢・尾鉢団地・尾鉢第2住宅・支区外(栗野地域)		
3/11 (水)	いきいきセンター (1F 研修室)	栗野地域予備日	いきいきセンター (1F 研修室)	栗野地域予備日
3/12 (木)	いきいきセンター (1F 研修室)	栗野地域予備日	いきいきセンター (1F 研修室)	栗野地域予備日
3/13 (金)	吉松体育館 (会議室)	吉松地域予備日	吉松体育館 (会議室)	吉松地域予備日

伊佐湧水環境管理組合(未来館)の臨時休館(住民税務課)

2月7日（土）～2月9日（月）にかけて、未来館ごみ計量器の部品交換工事を行いますので、2月9日（月）は臨時休館といたします。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

【問合せ先】 伊佐湧水環境管理組合（未来館）☎0995-24-1500

緑の羽根募金活動

（産業振興課）

湧水町みどり推進協議会では、次のとおり緑の羽根募金活動を実施します。募金の集約について、自治会長へお願いしています。本事業の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いします。

【募金趣旨】 きれいな空気やおいしい水、地球温暖化の防止など、森林は多くの恵みを与えてくれています。しかし、いま国内では手入れ不足等によって森林が本来の働きを発揮できていないことから、緑の募金を通して、身近な地域の森づくりにつながり、さまざまな「森づくり・人づくり」活動の活性化に活かされます。

【実施期間】 2月2日（月）～2月27日（金）

【募金の用途】

- ・町内各学校等への緑化資材の配付
- ・各自治会への苗木配付
- ・緑の少年団の育成 等

【問合せ先】 湧水町みどり推進協議会事務局（栗野庁舎 産業振興課内）
☎74-3111（内線 2250）

マイナンバーカード申請等の『休日窓口開設』（住民税務課）

平日の開庁時間内に来庁が困難な方を対象とした、マイナンバーカードに関する窓口を次のとおり開設します。混雑を避けるため、事前予約制により対応します。

※予約が1件もない場合は、開設は行いません。必ず2月13日（金）の15:00までに予約をお願いします。

【開設日時・場所】 2月15日（日） 8:30～12:00

○栗野庁舎 住民税務課, ○吉松庁舎 地域総務課

【対象となる手続き】 *マイナンバーカードの申請・交付

*マイナンバーカードの電子証明書の更新・再発行

*マイナンバーカードの暗証番号の再設定

*その他の手続きに関しては、お問い合わせください。

【持参するもの】

●マイナンバーカードの申請・交付の方

① 申請・交付の方

・本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等官公署発行の顔写真付きのもの1点、または資格確認書、子ども医療受給者証等顔写真のないもの2点）

② 交付の方

・マイナンバーカード交付通知書・電子証明書発行通知書（はがき）
・マイナンバーカード・通知カード、個人番号通知書（お持ちの方）

※紛失されている場合は、お申し出ください。

●マイナンバーカードの電子証明書の更新・再発行、暗証番号の再設定の方

・マイナンバーカード

・暗証番号の控え（電子証明書の更新・発行の方）

※暗証番号が分からぬ場合は、再設定から行います。

【予約・問合せ先】 栗野庁舎 住民税務課 ☎74-3111（内線2153）

わくわくサービス（住民参加型生活サポート事業）協力会員養成講座の開催

（長寿福祉課）

社会福祉協議会では、地域住民のご協力をいただき、高齢者世帯を対象に日常生活上のお困りごと（買い物・掃除・ゴミ出し等）を支援する「わくわくサービス」を実施しています。

支援を受けたい方も多く、事業推進のために支援活動を行ってくださる方の養成講座を次の日程で開催いたしますので、ご興味のある方は是非ご参加ください。

【日 程】 2月5日（木） 10:00～12:00

【場 所】 いきいきセンターくりの郷 研修室1, 2

【内 容】 ・高齢者への接し方（講話）
・「わくわくサービス」事業説明

【申込期日】 2月2日（月）

【申込先】 湧水町社会福祉協議会 ☎75-2200

次回 旬報発行日 **2月3日（火）**

湧水町シルバー人材センター臨時職員・パートの募集（長寿福祉課）

公益社団法人湧水町シルバー人材センターでは、次のとおりセンターに勤務する臨時職員を募集します。

【職種】 事務補助員

【応募資格】 ① 高等学校卒業程度の学力を有する者

② 普通自動車免許を有する者

【採用人数】 若干名

【勤務内容】 勤務時間：8：30～17：15（パートの場合6時間）

休暇：週休2日制又は4週12休（土日・祝日）

業務内容：経理事務・パソコン入力業務等

勤務地：湧水町シルバー人材センター

【雇用期間】 令和8年4月1日～令和9年3月31日 ※試用期間有・有期雇用

【賃金】 時給1,026円（翌月10日振込）

【保険制度】 雇用保険、社会保険有り

【応募方法】 センターにお問い合わせください

【応募締切】 令和8年2月27日（金）まで

【問合せ先】 公益社団法人湧水町シルバー人材センター

〒899-6207 湧水町米永478番地1 ☎74-1310（白川）

※詳細は、お問い合わせください。

令和7年青森県東方沖地震義援金

（長寿福祉課）

社会福祉協議会では、「令和7年青森県東方沖地震義援金」の受付開始をいたしますので、ご協力頂きますようよろしくお願いします。

【受付期間】 1月15日（木）～1月30日（金）

【受付窓口】 社会福祉協議会（シルバーケアセンター）

よしまつふれあいの家（吉松小学校正門横）

【義援金受付口座】

日本赤十字社鹿児島県支部の開設口座

金融機関	支店名	口座番号	名義
鹿児島銀行	鴨池支店	普通 664155	日本赤十字社鹿児島県支部
ゆうちょ銀行		00190-4-589055	日赤令和7年青森県東方沖地震義援金 (日赤R7年青森地震義援金)

※振込手数料：免除（鹿児島銀行・ゆうちょ銀行・郵便窓口での取り扱いに限る。）

※鹿児島銀行にて振込をされる方は、振込通知書に「令和7年青森県東方沖地震義援金」と明記のこと。また、受領証を希望される方は、併せて「受領証・要」と明記のこと。

※ゆうちょ銀行にて受領証を希望される方は、通信欄に「受領証希望」と明記のこと。

【税制上の取り扱いについて】

個人については、所得税法第78条第2項第1号、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。

※本義援金については、被災地県に設置される災害義援金配分委員会を通じて被災者へ配分されます。

【問合せ先】 湧水町社会福祉協議会 ☎75-2200

町道駅前通り線の通行規制

(建設課)

町道改良舗装工事に伴い、次のとおり通行規制を行います。期間中は全面通行止めとなりますので、迂回路看板等に従い通行してください。大変ご迷惑をおかけしますが、皆様のご理解とご協力をお願いします。

【路線名】 町道駅前通り線

【規制場所】 南九州沖縄クボタ(株)栗野営業所付近

【規制内容】 全面通行止め（終日）

【規制期間】 1月16日（金）～3月17日（火）

【問合せ先】 吉松庁舎 建設課 ☎75-2111（内線3225）
施工業者 本山機動株 ☎74-3975

「物価高対応子育て応援手当」の給付

(健康増進課)

政府が実施する【「強い経済」を実現する総合経済対策】において、0歳から高校3年生までのこどもに1人当たり2万円の「物価高対応子育て応援手当」を支給することとされました。

これを受け、湧水町でも、支給対象者の皆様に本手当の支給を開始します。

本手当の支給を受ける方は、原則、申請等の手続きは必要ありませんが、一部の対象者の方は申請が必要となりますので、記載内容の確認をお願いします。

なお、本手当の受給を希望しない場合や支給口座を変更する場合は、湧水町ホームページ掲載又は担当課に備え付けの届出書をご提出ください。**（届出期限：令和8年1月20日）**

【対象児童】 ① 令和7年9月分の児童手当の支給対象児童
(令和7年9月に出生した児童については10月分)

② 令和7年10月1日～令和8年3月31日までに出生した児童

【支給対象者】 ① 【対象児童】①の児童手当受給者

② 【対象児童】②の保護者のうち生計を維持する程度の高い者

【支給額】 対象児童1人につき2万円（1回限り）

【支給時期】 湧水町では2月3日から順次支給を開始します。

※以降、入金の確認ができない場合はお問い合わせください。

【支給方法】 ① 児童手当受給者

令和7年10月支給時の児童手当受給口座や申出書により届け出た口座に振り込みます（令和7年9月に出生した児童は12月支給時）。

② 申請を行った保護者

申請書で指定した口座に振り込みます。

【申請が必要な者】 ① 【対象児童】②の保護者

② 所属庁から児童手当を受給している公務員

※公務員の方は、所属庁に申請等の手続きについてご確認ください。

③ 令和7年10月1日以降に離婚（離婚調停中等も含む）により児童手当の申請が必要になった保護者

【問合せ先】 栗野庁舎 健康増進課 ☎74-3111（内線2119）

湧水町高校生等就学支援事業補助金の申請 (健康増進課)

湧水町では、高等学校等へ就学する生徒の保護者に対し、就学に伴う通学及び寮費等に要する経費の一部を補助することにより保護者負担の軽減及び定住促進を図ることを目的に、湧水町高校生等就学支援事業補助金の交付を行っています。

次の事項に留意のうえ、対象者は申請をお願いします。

【補助対象者】 高等学校等に就学する生徒の保護者で、令和7年11月1日現在において町内に住所を有する者

【補助金額】 補助対象生徒1名につき、30,000円

【受付期間】 1月20日(火)まで

※受付期間終了後の申請は受け付けできませんので、早めの申請をお願いします。

【申請書類等】 ① 学生手帳の写し又は在学する高等学校発行の在学証明書

② 振込を希望される保護者名義の通帳の写し

※申請書及び請求書は、栗野庁舎 健康増進課に準備してあります。

【問合せ先】 栗野庁舎 健康増進課 ☎74-3111 (内線2101)

会計年度任用職員募集(特別支援教育支援員)

(教育総務課)

【募集職種】 特別支援教育支援員 若干名

【勤務内容】 勤務日：月～金曜日 (土曜授業実施日及び学校行事により
土日・祝日・長期休暇に勤務する場合有)

勤務時間：学校によって勤務時間が異なる。また、学校長判断により
勤務時間が前後する場合有

月～金曜日 8:15～15:30のうち6時間勤務

土曜授業実施日 8:15～12:15のうち3時間45分勤務

業務内容：授業等で支援を必要とする児童生徒への学習活動等の支援

勤務地：町内の小・中学校

普通自動車運転免許 ※教員免許等の資格は問わない。

【報酬】 月～金曜日 日額 7,218円～

土曜授業実施日 日額 4,511円～

【任用期間】 2月16日～3月31日(予定)

【申込書類】 次の申込書類を、提出してください。

※申込書類は、吉松庁舎 教育総務課に用意しております。また、町のホームページからも印刷できます。

① 会計年度任用職員申請書(指定様式) 1部

② 履歴書(指定様式) 1部

自筆し、写真(帽子をつけないで正面から上半身を写した縦4cm、
横3cmのもので、最近3ヶ月以内に撮影したもの)を貼付

【申込期間】 1月29日(木)まで

【面接】 後日、担当課より本人に連絡します。

【その他】 不明な点については、担当課へ直接お問い合わせください。

【申込・問合せ先】 吉松庁舎 教育委員会 教育総務課 ☎75-2142

大腸がん検診(郵送)の実施

(健康増進課)

過去3年間に受診歴のある方、今年度末までに40歳に達する方、節目年齢(41歳、46歳、51歳、56歳、61歳)の方へ、個別に大腸がん検診の案内等を郵送いたします。

これまでに受診されたことがない方で、今回、受診を希望される方は、次の申込・お問い合わせ先までご連絡ください。

対象者	実施内容	検体受付期間	自己負担額
40歳以上	問診・便潜血反応検査	大腸がん検診の案内到着後から、令和8年2月28日までに投函してください。	700円※

※節目年齢(41歳、46歳、51歳、56歳、61歳)の方及び70歳以上の方は無料

《大腸がん検診(郵送)の流れ》

- (1) 今月「大腸がん検診のご案内」を郵送いたします。
- (2) 「大腸がん検診のご案内」に同封されている採便容器で3日以内を目安に2日分採便。2日分採れない場合は、1日分だけでも構いません。
- (3) 大腸がん検診問診票に必要事項をご記入ください。
- (4) 案内に同封されている返信用封筒に、①採便容器、②大腸がん検診問診表を入れ、採便後できるだけ早く郵便ポストに投函してください。
- (5) 検査結果は、検診機関での受付から約1か月後に、検診機関よりご自宅へ郵送されます。

【申込・問合せ先】 栗野庁舎 健康増進課 ☎74-3111(内線2104)

令和8年度町立吉松幼稚園 園児募集 (教育総務課)

町立吉松幼稚園の入園児を次のとおり募集します。入園を希望される方はお申し込みください。

なお、吉松幼稚園につきましては、園児減少により、幼稚園教育で必要とされる集団活動を継続していくことが困難になってきたことから、令和8年度末をもって吉松幼稚園を休園することになりましたので、あらかじめご了承ください。

【対象児】 5歳児(令和2年4月2日～令和3年4月1日までに生まれた者)

4歳児(令和3年4月2日～令和4年4月1日までに生まれた者)

3歳児(令和4年4月2日～令和5年4月1日までに生まれた者)

※園児の送迎が必要です。

【保育時間】 9：00～14：30

【保育料等】 入園料・保育料ともに無料

※ただし、保護者の同意に基づく教材費やPTA会費などは徴収します。

【申込期間】 1月15日(木)～2月5日(木)

【申込方法】 吉松庁舎 教育委員会 教育総務課 及び吉松幼稚園に入園申込書を準備してありますので、直接お申し込みください。

【その他】 通園方法にスクールバスの利用を希望される方は、事前に吉松幼稚園にご相談ください。

【問合せ先】 吉松庁舎 教育委員会 教育総務課 ☎75-2142(内線3205)

吉松幼稚園 ☎75-2300

「第4期湧水町教育振興基本計画」への住民意見・提言の募集

(教育総務課)

教育委員会では、湧水町の教育振興を図るために「湧水町教育振興基本計画」を策定します。そこで、「湧水町教育振興基本計画」をよりよい計画とするため、住民の皆様からのご意見・ご提言を募集します。

【意見募集対象者】

- ・湧水町内に住所を有する者
- ・湧水町内に事務所又は事業所を有する者
- ・湧水町内の事務所又は事業所に勤務する者
- ・湧水町内の学校に在学する者
- ・本町に対して納税義務を有する者
- ・前各号に掲げる者のほか、この意見募集事案に利害関係を有する者

【募集期間】 1月15日（木）～1月30日（金）必着

【資料の閲覧場所】 栗野庁舎 総務課、吉松庁舎 教育委員会 教育総務課又は町のホームページ

【提出方法・提出先】 所定の様式を用い、次のいずれかの方法で提出してください。

郵送：〒899-6192 湧水町中津川603番地
湧水町役場 吉松庁舎 教育委員会 教育総務課

ファックス：0995-75-2456

電子メール：kanri-y@town.yusui.kagoshima.jp

持参：栗野庁舎総務課又は吉松庁舎教育委員会教育総務課
※電話による意見等の受付や個別の回答はいたしません。

寄せられたご意見については、計画策定の参考とさせていただきます。また、意見概要とこれに対する回答を氏名等個人に関する情報を除き、町ホームページで公表します。

なお、他の目的で使用することは一切ありません。

【意見書の取り扱い】

【問い合わせ先】 吉松庁舎 教育委員会 教育総務課 ☎75-2142（内線3205）

公民館主催学級新規講座開設

(生涯学習課)

新規に次の公民館主催学級を開設いたしますので、学級生を募集いたします。加入をご希望される方はお申し込みください。

	やさしいエアロビクスダンス教室	吉松ヨガ教室
内容	音楽に合わせ、簡単な動きを行いながら脂肪燃焼、ストレス解消、体の凝り、冷えの改善、軽い筋トレ、ストレッチで、筋力、柔軟性アップも目指せます。	やさしいポーズで体の不調を改善していきます。呼吸を深め、疲れにくい体を目指しましょう。体のメンテナンス、ケガ予防につながります。
講師	長 英美 先生	
持ってくる物	室内シューズ・飲み物・タオル	ヨガマット・飲み物・タオル
開設日時	第1・3火曜日 19:00～20:00	第1・3月曜日 19:00～20:00
会場	栗野中央公民館	吉松中央公民館

【申込・問合せ先】 栗野中央公民館 ☎74-4313

1月26日は全国一斉「文化財防火デー」(生涯学習課)

毎年1月26日は、昭和24年の同日に法隆寺の金堂壁画が焼損したことから、全国一斉「文化財防火デー」となっています。近年ではパリのノートルダム大聖堂や那覇市の首里城で火災が発生し、建物や貴重な歴史資料が焼失しました。町内にも、各地域に古い木造建築の神社などがあり、一度火災が発生すると火のまわりが早く、重大な損失になります。

町では1月26日(月)に伊佐湧水消防組合の協力を得て、文化財巡視を行います。

歴代より受け継がれている文化財が失われることがないように、各地域でも防火点検を行うなど、地域の文化財は地域でしっかりと継承していきましょう。

文化財周辺での火の取り扱いには十分注意しましょう。

次期農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集(農業委員会)

農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期が令和8年7月19日に満了することから、次期農業委員及び農地利用最適化推進委員として活動していただける方を募集いたします。

応募及びグループ・団体等からの推薦(一般推薦の場合3名以上の推薦が必要)を問い合わせるので、次の要項をご確認のうえご応募くださいますようお願ひいたします。

項目	農業委員			農地利用最適化推進委員			
任期	令和8年7月20日 ～令和11年7月19日			令和8年8月1日 ～令和11年7月19日			
定数	15名(うち中立的な立場の者1名を含む)			14名			
報酬	月例給	会長	63,400円	月例給	31,000円		
		会長代理	49,800円				
		農業委員	45,900円				
	年度末に活動に応じ、農地利用最適化交付金を支給する。						
業務内容	町内の農地全体について発言、議決権の行使を行う。			農業委員会の定めた担当地区内の農地について発言、活動を行う。			
	町内の農地等の利用の最適化の推進を図るため、農業委員・推進委員ペアとなって、主に次のような業務を行う。 ・7月～9月 町内全農地の農地利用状況調査 ・11月～1月 農地利用意向調査 ・月1回の農業委員会定例総会(農業委員のみ) ・月1回の農地利用最適化推進会議 (農業委員及び農地利用最適化推進委員全員)						
募集方法	<p>【応募資格】 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。</p> <p>【応募方法】 規定の応募用紙に必要事項を明記し、添付書類を添えて、持参又は郵送により応募先へ提出してください。応募用紙については栗野庁舎農業委員会事務局に準備しております。(町ホームページからもダウンロードできます。)</p>						
応募期間	1月22日(木)～2月20日(金)必着 ※郵送については当日消印有効						
応募・問合せ先	湧水町木場222番地 漢水町役場 栗野庁舎 農業委員会事務局☎74-3111(内線2235)						

1月 広報ゆうすい

編集・発行
栗野交番・吉松駐在所
富園 陸
TEL 0995-22-011



- 110番とは?

「110番」は皆さんの身近で事件・事故が発生したとき、警察官を現場に派遣するための緊急ダイヤルです。

110番すると、電話は全て警察本部（鹿児島市）の通信指令室に繋がります。
警察官が必要な内容（通報理由や場所・怪我人の有無等）を聞きながら、管轄の
警察署に無線連絡を行い、急いであなたの元に警察官を向かわせます。

※ 通報する際は、安全な場所を確保し、落ち着いて、警察官の質問に答えてください。
※ 事件・事故以外の問合せ等は、最寄りの警察署や交番・駐在所にお願いします。

携帯電話で通報するときは、位置情報（GPS）設定をオンにして、近くにあるお店や建物等を伝えてね。
周りに何も建物がない時は、電柱の番号で場所が分かるので、電柱に近寄って110番してね。



湯水町事件簿

12月中に湧水町で取り扱った事件事故は次のとおりです。

- ・物損事故 16件
 - ・人身事故 2件

これからが冬本番！

**体調を崩さんごつ
暖かくして
過ごしやんせ。**

管内において交通死亡事故発生
先月十六日、伊佐市義刈前目の交差点で軽トラックと大型トラックが出会い頭で衝突し、軽トラックを運転していた八十一歳の男性が亡くなりました。

○今んところ、昨年
の方が寒んかったら
感じるのは私だけ?

所員の

十一月下旬から十二月上旬にかけて、川西と中津川の太陽光設備からケーブルが盗られる窃盗事件が発生しました。また、先月中旬には北方の建物内から現金が盗まれる事案も発生。現在、捜査中！ 不審車両、不審者を見かけた際は、情報提供をお願いします。

止まらぬ被害・サポート詐欺が発生

サポート詐欺とは、インターネット閲覧中に、突然、ウイルスに感染したかのような嘘の画面を表示させたり、警告音を発生させたりして、ユーザーの不安を煽り、二七のサポート窓口に電話をかけさせ、サポート名目で、電子マネーを購入させ、シリアルナンバーを聞き出すなどの手口の詐欺です（先月、管内の方が被害に遭っています）。わがで調べつせー電話した方がよかど、顔も知らんもんを信用すつと後で泣つど、疑いの目は持つべきじゃつど！





今年も
よろしくお歳暮ひます

○もし私の歩き方がオカシ
くとも、足裏のイボの
液体窒素治療の当日
か翌日なので
お気になさらず。
てげな痛い！



ドローンの規制についてのお知らせ

小型無人機等飛行禁止法により指定されている
自衛隊施設／米軍施設その周辺地域（周囲約300m）
の上空におけるドローン等の飛行は、
原則として禁止されています。

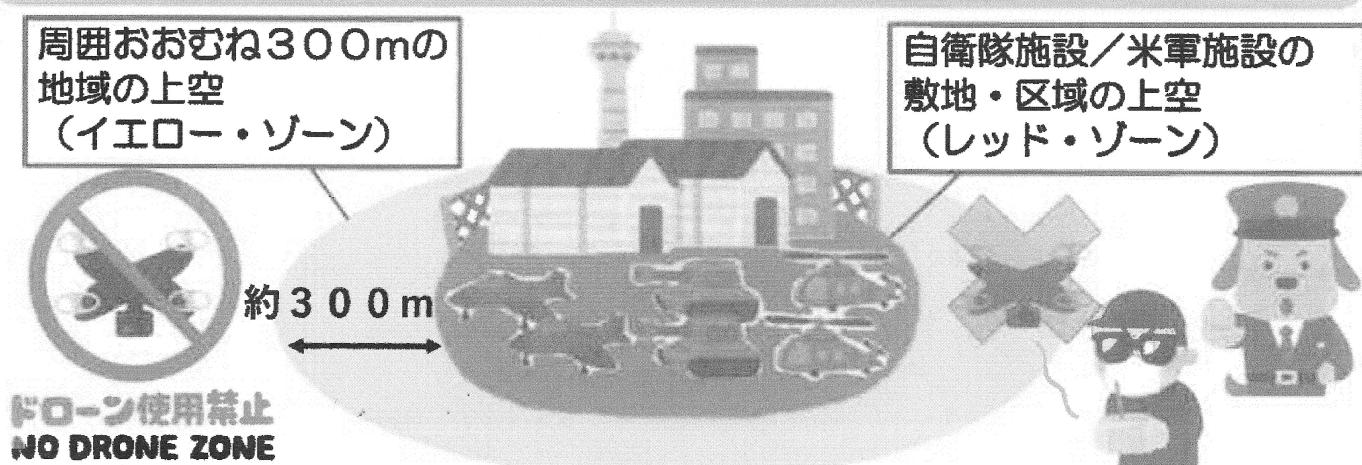
これに違反した場合、次のような措置／罰則もあります。

- 警察官等による安全確保措置
- 最大懲役1年／罰金50万円

Drone Regulation Notice

Drone flights are prohibited over and within approx. 300-meter radius of the designated Self-Defense Forces /U.S. Forces facilities under the Act on Prohibition of Flight of sUAS(Drones).

If a person illegally flies drones,
police officers, etc. may take necessary measures for security.
The person may be punished by the Government of Japan
by imprisonment of up to one year or a fine of up to 500,000 yen.



* このほか、航空法上の無人航空機の飛行禁止空域においてドローン等を飛行させる場合、夜間に
ドローン等を飛行させる場合等には、別途、国土交通大臣の許可又は承認を得る必要があります。

対象防衛関係施設および飛行をさせたい場合の手続の詳細については、防衛省HPをご参照ください。

<https://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/drone/index.html>



防衛省・警察庁・外務省・国土交通省